

PCB廃棄物の早期処理に係る国の取組

平成 28 年度
環境省産業廃棄物課

目次

1. PCB特別措置法改正後の主な取組について
2. 電気事業法との連携について
3. 地方環境事務所の体制強化について
4. 平成29年度予算について

1. PCB特別措置法改正後の主な取組について

3

PCB廃棄物処理に係る取組

<関係者連携の促進>

- 国(環境省、経産省)、関係自治体、電気保安関係事業者、日本電機工業会(JEMA)、日本照明工業会(JLMA)、処理業者(JESCO)から構成される「PCB廃棄物処理関係者連絡会」を各地域で開催し、関係者間で取組の共有等を実施。
- 経済産業省において、電気事業法に基づき、電気主任技術者の職務として高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認することを追加。

<周知・広報>

- 平成28年9月から平成29年2月にかけて、全国19カ所(各会場150名程度)で事業者向けの説明会を実施(経産省・環境省で共催)。制度改正の内容や、処理に向けた手続き、PCB使用機器の掘り起こしの方法等を直接説明。
- 中国・四国・九州・沖縄各県の変圧器・コンデンサーの処分期間の末日(平成30年3月31日)まで500日を迎えた11月16日には、関係省庁及び自治体のTwitter等により一斉広報を実施。

4

環境省における今後の広報の取組について

- 環境省では今後、以下の広報を予定。マスメディアを活用した広報の実施時期は、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間1年前等、効果的な時期を検討。
 - 業界紙(日刊工業新聞)全段広告
 - 地方紙(中国・四国・九州地方をカバーする主要地方紙各紙)全段広告
 - 地方テレビ局報道番組での広報(今後プロモートを実施予定)
 - チラシ(A4表裏)
 - ポスター
 - 環境省「PCB早期処理情報サイト」リニューアル 等
- また併せて、関係省庁、地方公共団体、その他関係者と連携して以下を行うことで、より効果的な広報を行うことを検討。
 - 広告掲載時期に合わせた各団体の広報誌等によるPR、SNSの活用
 - チラシ、ポスター等の共同配布、掲示、業界団体等への周知
 - 「PCB早期処理情報サイト」の相互リンク
 - その他、地方公共団体のキャラクターの活用等、工夫によるニュース性を高めた広報の検討 等

5

政府の率先実行の取組状況

<率先実行>

- 処理期限の実現のため、政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について、**保管事業者として率先処理が必要。**
- PCB廃棄物処理基本計画に基づき、**各省庁における保管・所有状況の調査、実行計画の策定**等、取組を進めていくことが必要。
- 11月には、**関係省庁連絡会議を設置**し、以下の事項の取り組みを行う。

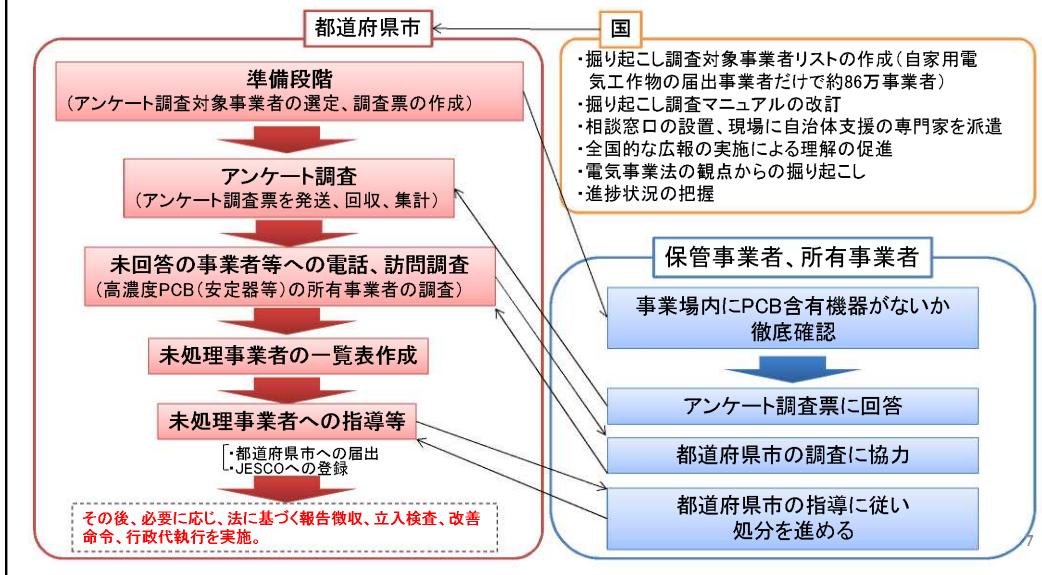
<各省庁の取組事項>

1. 自ら管理する施設等の実態調査
 - 自ら管理する施設等を対象に、保管・所有の届出状況の調査を実施するとともに、掘り起こし調査を実施する。
2. 所管する独立行政法人等への要請
 - 所管する独立行政法人等に対し、保管・所有の状況の把握及び早期処理の要請を行う。
3. 所管団体等への周知
 - 所管業界団体等に対し、早期処理について周知する。
4. 各省庁で1～3を内容とする「高濃度PCB廃棄物処理実行計画」の策定

6

高濃度PCB廃棄物の掘り起こし調査

◆ 掘り起こし調査の進捗状況については、各県市が目標期日を定め取り組むとともに、環境省が年2回程度の調査により各県市をフォローアップ。



2. 電気事業法との連携について

電気事業法の高濃度PCB含有電気工作物に係る早期廃止の措置について

1. 所定の期限後の使用禁止 (技術基準省令・告示の改正)
2. 判明時の届出、管理状況（廃止予定年月）の届出等 (報告規則・PCB内規の改正)
3. 電気主任技術者による有無の確認 (主任技術者内規の改正)

1. 所定の期限後の使用禁止

【電気事業法】

第39条 設置者に対して、技術基準を維持することを義務づけ
参考資料1の1頁

【技術基準省令】(改正)

附則第2項 設置者に対して、告示の電気工作物を告示の期限の翌日以後、使用禁止を義務づけ
参考資料1の2頁

【告示】(改正)

第1条 使用禁止の12種類の電気工作物を規定
参考資料1の2頁

第2条 PCB特措法と同様に、区域ごとの期限を規定

参考資料1の3頁

(注1) 「技術基準省令」とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）のこと。

(注2) 「報告規則」とは、電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）のこと。

(注3) 「告示」とは、平成28年経済産業省告示第237号のこと。

(注4) 「PCB内規」とは、ポリ塩化ビフェニルを含有する緑色油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（平成28年2月25日20161005商局第1号）のこと。

(注5) 「主任技術者内規」とは、主任技術者制度の概要及び利用（内規）（平成25年1月28日20130107商局第2号）のこと。

2. 判明時の届出、管理状況（廃止予定年月）の届出等

【電気事業法】

第106条 設置者に対して、報告の徴収ができるることを規定
参考資料1の3頁

【報告規則】(改正)

第4条の2 設置者に対して、判明・変更・廃止等都度の届出、管理状況（廃止予定年月）の毎年6月末までの届出、廃止予定年月を延期した場合の変更届出を義務づけ
参考資料1の6頁

【告示】

第1条 報告対象の12種類の電気工作物を規定
参考資料1の6頁

【PCB内規】(改正)

3. 告示の期限まで残り1年となってから判明したものは、判明時の届出に、管理状況の添付を規定
参考資料1の7頁

4. 上記3の管理状況の廃止予定年月を延期した場合の変更時の届出に、変更後の管理状況の添付を規定
参考資料1の7頁

7. 設置者に対して、管理状況の届出のため、年次点検等において、電気主任技術者等に高濃度PCB含有電気工作物の有無を確認させることが必要である旨を規定
参考資料1の9頁

3. 電気主任技術者による有無の確認

【電気事業法】

第43条 主任技術者に対して、職務を誠実に行うことを義務づけ
参考資料1の10頁

【主任技術者内規】(改正)

1の2. 主任技術者の職務には、高濃度PCB含有電気工作物の有無の確認が含まれることを規定
参考資料1の12頁



PCB特措法と電気事業法の運用上の連携の方針について

1. 電気事業法による掘り起こし調査の際の連携

- 電気事業法の年次点検等を活用した掘り起こし調査の際、PCB廃棄物となったものについて、遗漏なく都道府県市に届け出るよう、事業者への周知に協力を求める。
- 加えて、廃棄物となったPCB含有電気工作物を電気室等にそのまま残置している事例もあり、速やかに処分するよう働きかけることを求める。

2. 都道府県市がアンケート調査により行う掘り起こし調査における連携

- アンケート調査を行った後に、新たに自家用電気工作物の届出を行ったものは、使用中のものが主たる対象となることから、電気事業法による掘り起こし調査で確認を行う。
- 都道府県市が再送したアンケートについて、可能な範囲で、産業保安監督部を協力機関として記名することで、電気保安関係者の調査への協力を促す。

3. 電気関係報告規則に基づく届出情報の提供に係る都道府県市との連携

- 電気関係報告規則に基づく届出情報を産業保安監督部から都道府県市へ提供することについては、地域ごとの状況変化に応じ、可能な限り速やかに提供していくよう努めることとする。
- 産業保安監督部は、都道府県市に対し、届出状況に応じて、産業保安監督部へ情報提供を依頼すべきタイミングを適時電話等で連絡する。

3. 地方環境事務所の体制強化について

11

環境省地方環境事務所におけるPCB担当任期付職員の募集について

PCB廃棄物の保管事業者がJESCOに処分を委託しなければならない処分期間のうち、**北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーにおいては平成29年度末まで、北九州・大阪・豊田事業エリアの安定器及び汚染物等においては平成32年度末まで**と目前に迫っており、国としてもPCB廃棄物・PCB使用製品の保管・所有事業者への指導及び都道府県市への助言等を行うことのできる十分な体制を整備し、PCB廃棄物を一日でも早期に処理するため、任期付職員を募集し、体制を増強することとした。

地方環境事務所	職位	募集人数
中部地方環境事務所 (名古屋市)	補佐(PCB担当)	1
近畿地方環境事務所 (大阪市)	補佐(PCB担当)	1
中国四国地方環境事務所 (岡山市又は高松市)	補佐(PCB担当) PCB処理対策専門官	1 2
九州地方環境事務所 (熊本市又は福岡市)	補佐(PCB担当) PCB処理対策専門官	1 2

従事する業務

- 未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握する調査(掘り起こし調査)、処分の促進等に関する専門的・技術的視点からの助言又は勧告
- 事業者や関係省庁地方機関、環境省本省との調整
- 国自ら事務(報告微収、立入検査、改善命令、行政代執行等)を執行する際の調整
- 掘り起こし調査、処分の促進等に関する進捗の加速化が必要な都道府県市への助言、勧告、是正の指示 等
- その他、必要に応じて廃棄物・リサイクル対策課が所管する業務

主な応募要件

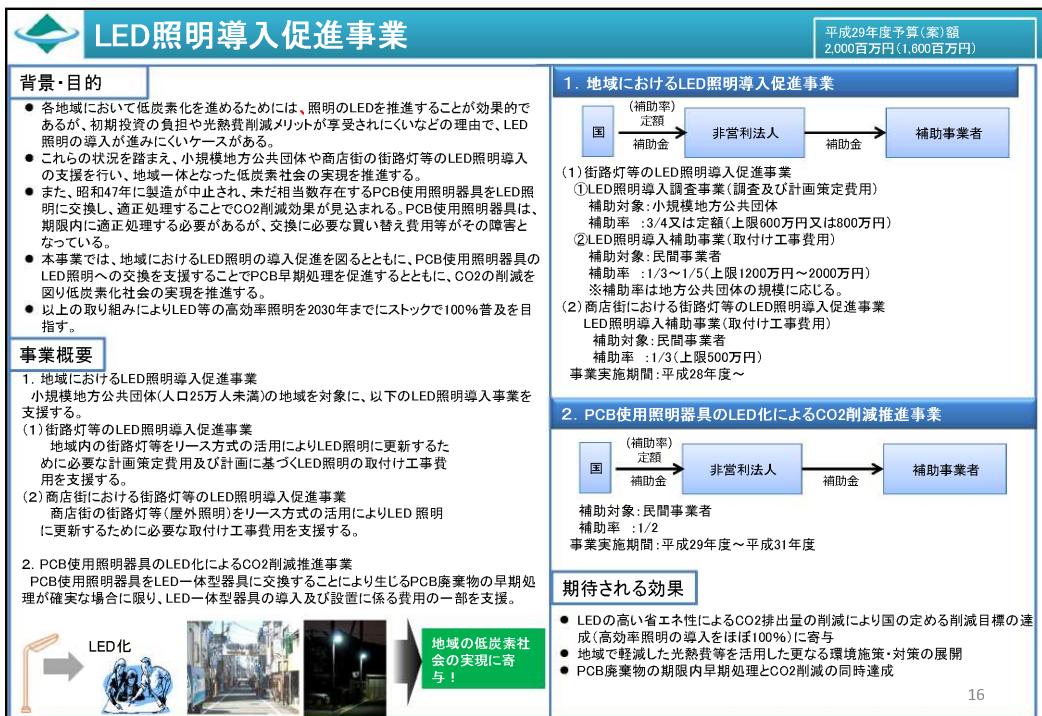
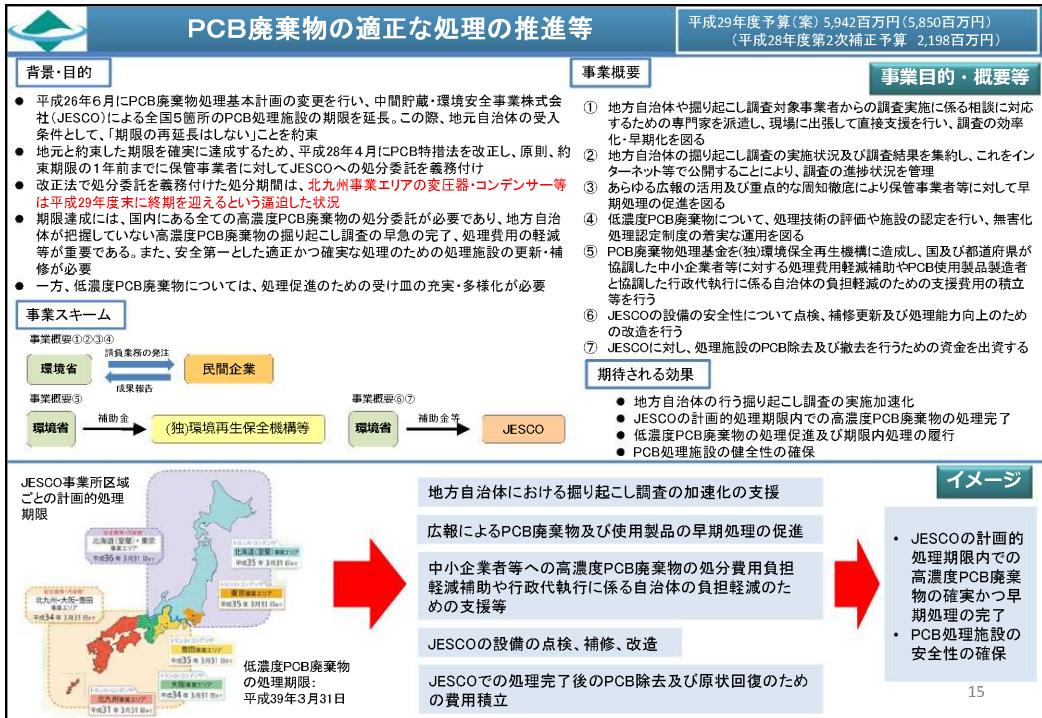
- 以下のいずれかの資格・業務に従事した経験を有すること
- (a)第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - (b)電気主任技術者
 - (c)電気設備の保守点検の業務
 - (d)PCB使用製品の製造等に関係する業務
 - (e)行政機関におけるPCB又は電気保安に係る業務
 - (f)行政機関における行政代執行等に係る業務

4. 平成29年度予算について

13

平成29年度PCB関連予算等の概要

事業名	基本計画における取組	事業内容
PCB廃棄物適正処理対策推進事業 142,355千円（150,000千円）	早期かつ確実な期限内処理完了に向けた処理促進	処分期間は逼迫した状況であり、PCB廃棄物の期限内処理の履行に向けた早急な取組を実施 ● 地方自治体が実施する未届けのPCB廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化の実施及び早期処理体制の構築 ● 地方自治体の掘り起こし調査の実施状況及び調査結果を集約し、これを公開することにより、調査の進捗状況を管理 ● 使用中の機器の早期廃棄及び処理完了に向け、使用中機器所有者の関係機関との連携体制を構築
	微量PCB汚染廃電気機器等の処理	微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進に係る下記の取組を推進 ● 無害化処理技術の評価及び無害化認定施設の認定 ● 合理的かつ効率的な処理方策の検討
PCB廃棄物対策推進費補助金 1,100,000千円(1,000,000千円)	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理	● 費用負担能力が小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理費用を軽減 ● 行政代執行の支援のための基金を創設
PCB廃棄物処理のための拠点的施設整備事業 1,700,000千円(1,700,000千円)	JESCOにおける安全を第一とした適正かつ確実な処理	拠点的広域処理施設整備に係る下記費用の一部を補助 ● 処理能力が不足している設備及び処理が不得意な機器の処理を行うための設備の改造 ● 新しい処理期間中の処理施設の経年的な劣化によるトラブル等を防止するために点検・補修
PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業 3,000,000千円(3,000,000千円)	処理完了後のJESCOの事業終了のための準備	● 将来の適正かつ速やかなPCB除去・原状回復を確実にするため、JESCOに出資
LED照明導入促進事業 2,000,000千円の内数(新)	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理	● PCB使用照明器具のLED化に対する補助により、PCB廃棄物の期限内早期処理とCO2削減の同時達成
日本政策金融公庫における貸付制度 -PCB廃棄物の処理に係る運転資金制度	PCB廃棄物の確実かつ適正な処理	● 高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物の保管、運搬、処分に係る長期運転資金貸付



日本政策金融公庫における貸付制度 ～PCB廃棄物の処理に係る運転資金制度～

- 制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- 融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- 貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- 制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部

